

令和7年度春休み期間 伯耆町放課後児童クラブ利用申込受付

伯耆町放課後児童クラブ【春休み期間】の利用申込手続きを下記のとおり行います。

現在、伯耆町放課後児童クラブを利用していない方で、春休み期間中の利用希望がある方は必要書類等をご用意のうえ、福祉課へお申込みください。

ご不明な点につきましては、「9. 担当課及び問い合わせ先」にご連絡ください。

1. 各施設の定員や開所時間など

「放課後児童クラブ（岸本・溝口・八郷）の概要」を参照してください。

2. 申込期間 令和8年2月17日（火）～令和8年3月6日（金）

3. 申込方法 I. WEB申込（鳥取県伯耆町電子・届出システム）【児童1人ごとに申込】

※右のQRコードからアクセスしてください。

※利用には、利用者登録が必要です。

II. 紙による申込



4. 受付窓口 【II. 紙による申込の場合】伯耆町役場（本庁舎） 福祉課

5. 提出書類等

【I. WEB申込】 必要事項に入力と必要書類を添付して、福祉課に申込。

【II. 紙による申込の場合】

下記の申請書類に必要事項を記入の上、添付書類をあわせて申込。

①利用許可申請書

②個人カード

③入所調査票

④同意書

⑤各種証明書

}

記入の際には、**記載例**を参考にしてください。

→「5. 児童を家庭で保育できないことを証明するために必要な書類」を参照。

【その他】

- ・様式は、伯耆町ホームページからダウンロードができます。
- ・書類の提出後、利用許可申請書などに記載した内容から変更（例：就労先や住所・家族構成の変更、就労先や雇用期間の変更）があった場合は、担当課までご連絡ください。変更の内容により、追加で書類を提出していただく場合があります。

⇒裏面へ

6. 児童を家庭で保育できないことを証明するために必要な書類

(1) 必要な方…6・5歳未満の同居の世帯員全員（学生を除く）

(2) 必要な書類

家庭外で働いている場合	・就労証明書
自営業・農業等に従事、家庭内で内職している場合	・自営業（個人又は法人経営者）・農業・その他の就労状況申告書 ・前年の確定申告書などの業務を行っていることが分かる書類
妊娠出産（前後8週）・疾病の場合	・母子手帳の写し又は医師の診断書 ※育休中の場合は退所となります。
疾病・障がい者の場合	・医師の診断書、障害者手帳等の写し
病人の介護をしている場合	・介護・看護申立書 ・医師の診断書、介護保険被保険者証・障害者手帳等の写し
求職中の場合	・確約書
ひとり親家庭の場合	・児童扶養手当証書などのひとり親世帯が分かる書類の写し
生活保護受給者の場合	・生活保護受給証明書

※その他、必要に応じて追加で提出をお願いする書類があります。

※注意事項※

- ・就労証明書等の様式は、町ホームページでもダウンロード可能です。
- ・6・5歳未満の祖父母等と同居している方は、それぞれ就労証明書等が必要です。
- ・年度内に「保育を必要とすることを証明する書類」（就労証明書等）を提出いただいた方で、証明書の記載の内容に変更がなく利用申請期間中の就労が確認できる場合について、提出は不要です。

7. 傷害保険料

後日、保険料の納付書をお送りします。

※令和7年度に放課後児童クラブ・放課後子供教室を利用されたことがある方は、令和7年度の傷害保険料はかかりません。

8. 備考

申込者数が受入可能人数を超える場合、放課後児童クラブの運営に支障がある場合は、利用できませんことがあります。なお、利用にあたっては、昼間の家庭事情や、学年や保護者・祖父母の状況等により必要性の高い児童を優先とし決定します。

9. 問い合わせ先 伯耆町役場 福祉課 福祉支援室 電話：0859-68-5534